

「産業廃棄物埋立処分委託契約書の手引」(2019年5月発行)

正誤表

第2刷(2019年7月)の記載内容について、以下の誤りがありました。ここに訂正してお詫びいたします。

| 該当箇所 | 誤 | 正 |
|--|---|---|
| 第4条第1項 (5) P5及びP24 P60表1⑤エ P62⑤(5) | 日本工業規格 | 日本産業規格 |
| 第10条第4項 P6及びP32 | 乙は、 <u>契約産業廃棄物の搬入時に当該契約産業廃棄物の搬入数量を把握するために、計量を行うことができる。</u> | 乙は、 <u>甲が本件処理施設に搬入した廃棄物(以下、「搬入廃棄物」という。)の数量を把握するために、計量を行うことができる。</u> |
| 第10条第7項 P6及びP32 | 前項に規定する検査を実施する場合、その結果が判明するまでの間、乙は搬入廃棄物の搬入を停止するか、 <u>監督行政庁と相談した上で必要な措置を講ずることができる。</u> | 前項に規定する検査を実施する場合、その結果が判明するまでの間、乙は搬入廃棄物の <u>埋め立てを停止する等の措置を講ずることができる。また、必要に応じ、監督行政庁と相談したうえで必要な措置を講ずることができる。</u> |
| 第14条第1項 P7及びP37 | 第10条第5項に定める搬入検査又は第10条第6項に定める抜取検査の結果、 <u>甲が乙の施設に搬入した廃棄物(以下、「搬入廃棄物」という。)</u> が第10条第1項に定める契約外廃棄物であると乙が判断した場合には、乙は、甲に書面によりその理由を通知したうえで、搬入廃棄物の全て又は一部を返還することができる。 | 第10条第5項に定める搬入検査又は第10条第6項に定める抜取検査の結果、 <u>搬入廃棄物が第10条第1項に定める契約外廃棄物であると乙が判断した場合には、乙は、甲に書面によりその理由を通知したうえで、搬入廃棄物の全て又は一部を返還することができる。</u> |